

流し台のシンク事件を通して 特許実務を考える

会員 保科 敏夫



要 約

この小論では、流し台のシンクの発明に絡む3つの事件、すなわち、裁判所における特許権侵害差止等請求の原審、その控訴審、および特許庁の判定を検討し、特に、各判断の論拠を探る。見出す論拠は、判断主体である裁判官、審判官の見方に根付く。したがって、そのような見方を知ることが、有効な特許の成立を図るうえでも、権利行使を適切に展開するうえでも有意義である。実際のところ、上の3つの事件において、技術的範囲に属するか否かの判断の論拠は、判断の結論は別にして、判断主体ごとに互いに異なる。ここでは、異なる論拠を生む原因をも探りたい。その探りを通して、クレーム作成に関与する特許実務を再考する機会を提供する。

目次

1. はじめに
2. 流し台のシンクの発明
3. 流し台のシンクの特許発明が絡む事件
4. 判定事件の検討
 4. 1 判定請求の趣旨
 4. 2 イ号物件
 4. 3 属否判断における判断のポイント
 4. 4 判定の結論およびその論拠
 4. 5 判定の判断主体の見方についての考察
5. 原審の検討
 5. 1 原審の判断およびその論拠
 5. 2 原審の裁判官の見方についての考察
6. 控訴審の検討
 6. 1 控訴審の判断およびその論拠
 6. 2 控訴審の裁判官の見方についての考察
7. 各事件から学ぶクレーム作成側の留意事項
8. おわりに

1. はじめに

流し台のシンクの発明との出会いは、数年前の日本弁理士会特許委員会の公開フォーラムの場である。その公開フォーラムの一つのテーマが、「逆転判決から学ぶ充足論の傾向及び留意事項」⁽¹⁾であった。流し台のシンクの発明が絡む事件は、そのテーマの中で、原審と控訴審とで特許侵害の充足論の判断が覆り逆転した判決の一つとして紹介された。

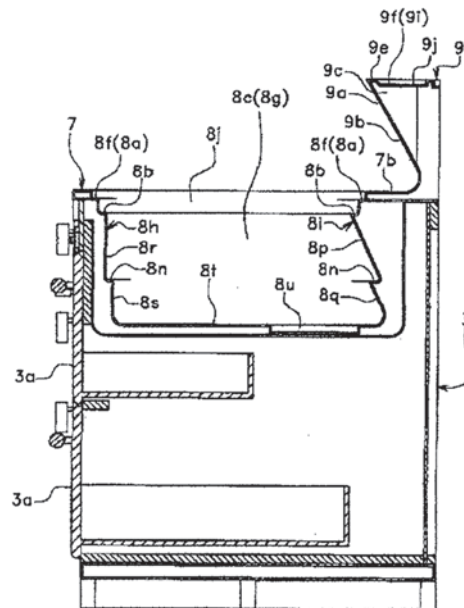
その流し台のシンクの発明のポイントは、シンク後壁の「傾斜面」の構成である。その「傾斜面」の用語はクレーム中にあり、そのクレームの解釈において、用語「傾斜面」を含む技術的事項が問題となった。この流し台のシンク事件は、裁判所における原審、控訴審での逆転判決があるだけでなく、同じ特許発明について、特許庁における判定の結果もある。

したがって、流し台のシンク事件は、裁判所の裁判官だけでなく、特許庁の審判官による判断という、複数の判断主体の見方に触れることができる。そしてまた、小生は、上に述べた公開フォーラムでの説明に、物足りなさを感じた。なぜなら、そのフォーラムは、裁判所の判断の内容を紹介し、原審と控訴審との解釈の違いを分析するにとどまっていたからである。特許実務の向上を図る上では、複数の判断主体の解釈の妥当性や、特許委員会自身の解釈の提示が欲しい、と考えた。そこで、この流し台のシンク事件をさらに深く検討し、クレーム作成を行う特許実務家の観点から、各判断を分析し実務のヒントを求めることとした。

2. 流し台のシンクの発明

流し台のシンク事件は、特許権侵害差止等請求事件である。中心となる発明は、特許第 3169870 号の「流し台のシンク」におけるメインの請求項 1 である。まずは、特許成立までの情報（特許庁での審査段階のやり取り）を参照しながら、訴えの基礎となる発明の内容を探りたい。そのため、その特許公報の中から、メインの請求項 1 と、代表的な図を抜き出す。なお、請求項 1 には、図の参照を助けるため、括弧書きの中に図中の符号を付ける。

【請求項 1】 前後の壁面の、上部に上側段部 (8f) が、深さ方向の中程に中側段部 (8n) が形成されて、前記上側段部 (8f) および前記中側段部 (8n) のいずれにも同一のプレートを、掛け渡すようにして載置できるように、前記上側段部 (8f) の前後の間隔と前記中側段部 (8n) の前後の間隔とがほぼ同一に形成されてなり、かつ、前記後の壁面である後方側の壁面 (8i) は、前記上側段部 (8f) と前記中側段部 (8n) との間が、下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面 (8p) となっていることを特徴とする流し台のシンク。



【代表図】

請求項 1 に記載の流し台のシンクの特許発明は、二つの考え方を含む。第 1 の考え方は、シンクの深さ方向の互いに異なる高さ位置の上側段部 (8f) と中側段部 (8n) に、同一のプレートを掛け渡すように載置できるようにするという考え方である。また、第 2 の考え方は、上側段部 (8f) と中側段部 (8n) との前後の間隔をほぼ同一にするため、後方側の壁面 (8i) 中、上側段部 (8f) と中側段部 (8n) との間が、下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面 (8p) となるようにするという考え方である。

第 1 の考え方は、請求項 1 に出願当初から記載された事項であるのに対し、第 2 の考え方は、特許審査の段階で、拒絶理由通知書に応じた対応により、請求項 1 に後で加わった技術事項である。後で加わった技術事項は、出願当初の請求項 2 に対応する内容（より正確には、出願当初の請求項 2 の内容を限定した内容）である。担当の審査官は、拒絶理由通知書において、第 1 の考え方だけを含む発明には発明の進歩性をクリアするとは認めないが、第 1 の考え方と第 2 の考え方を含む発明には発明の進歩性を認めるとの見解を示した。その点から、拒絶理由通知

書に応じた対応として、アンダーラインが付された事項を加える補正がなされ、特許の成立に至った⁽²⁾。

このような特許の成立の経過を考慮するならば、第1の考え方に加えて第2の考え方が加わったからこそ特許が成立したこと、しかもまた、第2の考え方における、特定の傾斜面(8p)は、上側段部(8f)と中側段部(8n)との前後の間隔をほぼ同一にするという技術的な意義のほか、付加的な技術的な効果を生じることが分かる。

上の捉え方は、特許成立までのやり取りの情報を素直に受け取るときの理解である⁽³⁾。ここでは、そのような理解のもとに、流し台のシンクの特許発明が絡む事件について、順次検討していく。

3. 流し台のシンクの特許発明が絡む事件

これに該当する事件は、3つある。一つは、東京地裁の平成21年(ワ)第5610号特許権侵害差止等請求事件(原審)、もう一つは、知財高裁の平成22年(ネ)第10031号特許権侵害差止等請求控訴事件(控訴審)であり、さらに一つは、特許庁の判定2011-600010号の判定請求事件(判定事件)である。

これらの事件を判断日からみると、原審の判決言渡日が平成22年2月24日、控訴審の判決言渡日が平成23年1月31日、そして、判定事件の判定日が平成23年7月6日である。とすれば、原審の判断の後、その判断の内容に基づいて控訴審の判断がなされ、その後に、それら裁判所における判断を知りつつ、特許庁の判定の判断が生まれた、と理解することができる。

判断日が最も新しい判定事件の中に、イ号物件あるいは製品のより明確な説明を見出すことができる。そこで、上の3つの事件を検討する順番とし、まずは、特許庁の判定事件、ついで、裁判所の原審、控訴審の順で取り掛かることにする。

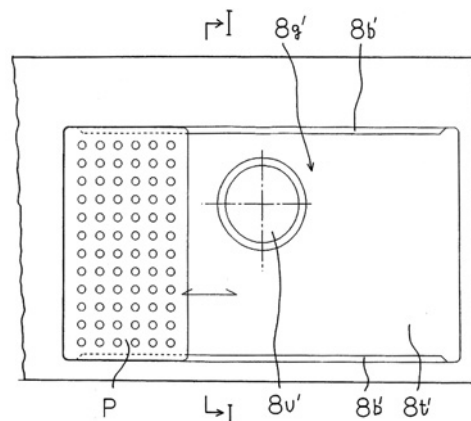
4. 判定事件の検討

4.1 判定請求の趣旨

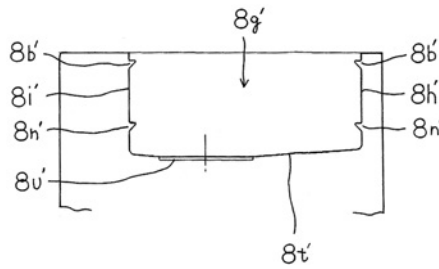
この判定事件は、原審の被告、控訴審の被控訴人である判定請求人が求めた事件である。その請求の趣旨は、次項で述べるイ号物件(あるいはイ号製品)が特許第3169870号の請求項1に係る発明の技術的範囲に属しない、との判定を求めるものである。

4.2 イ号物件

特許判定公報に記載のイ号図面およびイ号説明書に沿って、イ号物件を理解する。図面には、次の2つの図がある。イ号平面図が示すように、イ号物件である流し台シンク(8g')は、垂直面となった前後の壁面(8h'、8i')を備える。それら前後の壁面(8h'、8i')には、上部に上側凸条(8b'、8b')、深さ方向の中程に中側凸条(8n'、8n')がそれぞれある。前後の壁面(8h'、8i')における、上側凸条(8b'、8b')間、中側凸条(8n'、8n')間の両間隔はほぼ同一である。それにより、上側凸条(8b'、8b')、および中側凸条(8n'、8n')のいずれにも同一のプレート(P)を掛け渡すようにして載置できるようにしている。



【イ号平面図】



【平面図における 1-1 線に沿う断面図】

4. 3 属否判断における判断のポイント

属否判断において、判断の焦点になった点は、イ号物件が特許発明における技術的事項「後方側の壁面（8i）は、前記上側段部（8f）と前記中側段部（8n）との間が、下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面（8p）となっていること」を備えているかという点である。イ号物件において、後方側の壁面（8h'）に注目すると、そこには、下方に向かうにつれて奥方に向かって延びる傾斜面となった、上側凸条（8b'）の下面部分と、その上側凸条（8b'）の下面から中側凸条（8n'）までの鉛直面となった面部分とがある。

イ号物件における、上側凸条（8b'）の下面部分と、その下面部分から延びる鉛直面となった面部分は、一般的には、ともに後方側の壁面（8i）を構成する部分ということができよう。

それに対し、特許発明における傾斜面（8p）については、明細書の記載を考慮すると、上側段部（8f）と中側段部（8n）との間が全体にわたって傾斜面になった場合と、上側段部（8f）と中側段部（8n）との間の主たる部分が傾斜面になった場合とを含むと理解することができる⁽⁴⁾。

そこで、属否判断における判断のポイントは、イ号物件における上側凸条（8b'）の下面部分の傾斜面が、特許発明における、下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面（8p）に相当するか否かである。

4. 4 判定の結論およびその論拠

イ号物件の流し台のシンクは、特許第 3169870 号の請求項 1 に係る発明の技術的範囲に属しない。それが、判定の結論である。

そして、その結論に至る判定の論拠は、次の段階的な理解に基づく。

請求項 1 における特定の「傾斜面」は、上側段部と中側段部との間を全体としてみた場合、その主たる部分が「傾斜面」であると理解する。

それに対し、イ号物件における後方側の壁面を全体としてみた場合、その主たる部分を占めるのは「鉛直面」であって、（上側凸条の下面部分における）「下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面」ではないと理解する。

したがって、イ号物件における上側凸条の下面部分の傾斜面は、請求項 1 における特定の「傾斜面」に相当しないため、上の属しないとの結論である。

4. 5 判定の判断主体の見方についての考察

判定の判断主体は、上側段部と中側段部との間を全体としてみると、特定の「傾斜面」は、その主たる部分を占めることが必要である、と解する。すなわち、判定の判断主体は、「主たる部分」とは、特定の「傾斜面」が上側段部と中側段部との間を全体にわたる場合のほか、上側段部と中側段部との間を部分的にわたるが、そのわたりが主たる部分を占める場合を含むと解する、と理解している。

しかし、「主たる部分」が何を意味するかについての明確な言及がない。その点、判断主体は、イ号物件について、その主たる部分を占めるのは「鉛直面」である、と述べる。その「鉛直面」は、上側凸条の下面（この下面は、下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面となっている。）に比べて、後方側の壁面中、大きな割合を占めている。

とすれば、判定の判断主体は、「主たる部分」とは、後方側の壁面中、大きな割合を占める部分である、と解し

ているようだ。したがって、請求項1における特定の「傾斜面」は、(f1) 上側段部の前後の間隔と中側段部の前後の間隔とがほぼ同一に形成されていること、(f2) 上側段部と中側段部との間が、下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びていること、さらに、(f3) 後方側の壁面中、大きな割合を占めること、の3つの条件を満たすことが必要である。3つの条件の一つでも欠くとき、請求項1における特定の「傾斜面」に相当しない、と解することになる。判定では、イ号物件が条件(f3)を欠くことから、属しない、との結論である。

5. 原審

5. 1 原審の判断およびその論拠

原審で争点になった点は、判定で焦点になった点と同様であり、被告製品（判定におけるイ号物件と同様の流し台のシンク）が、技術的事項「下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面」を含む、請求項1の特許発明の構成要件を充足するか否かである。

それに対する原審の判断は、そのような構成要件を被告製品が充足するとは認めることはできない、とのことである。

そして、その判断に至る原審の論拠は、次のとおりである。

請求項1の特許発明の構成要件の中の特定の技術的事項については、明細書等の記載、および出願経過に照らせば、上側段部と中側段部との間において、下方に向かうにつれて奥方に延びることにより、シンク内に奥方に向けて一定の広がりをもつ「内部空間」を形成するような、ある程度の面積と傾斜角度を有する傾斜面を意味すると解するのが相当である。

それに対し、被告製品の上側段部と中側段部の間は、そのほとんどが垂直の壁面のままであって、上側段部の下面のみが傾斜面となっているものと認められる。

したがって、被告製品における上側段部の下面の傾斜面は、請求項1の特許発明の構成要件の中の特定の「傾斜面」であるということとはできず、その「傾斜面」を含む構成要件の構成を充足せず、特許発明の技術的範囲に属するものとは認められない、とする。

5. 2 原審の裁判官の見方についての考察

このような原審における判断は、出願経過において、補正により加えられた、特定の「傾斜面」を含む構成要件の技術的意義を考慮することにより生まれている。この技術的意義について、裁判官が取り上げる内容は、『シンク内に奥方に向けて一定の広がりをもつ「内部空間」を形成する』というものである。そのような技術的意義は、請求項の記載事項の中に直接的には見出すことができないが、特許法第70条第2項の規定に則り、明細書等の記載を考慮したとき、現れていると理解することができる。明細書の中に、「シンク(8g)によっては、…開口部(8j)よりも下部が奥方に延びるように形成されており、シンク(8g)の内部空間は、その開口部(8j)から奥方に広がっている。」(段落番号0018)という記載がみられる。そしてまた、明細書は、同じ段落番号の記載中に、この広がりのある「内部空間」が生じる効果として、食材を洗う等の作業を容易にすること、壁面(8i)の清掃を容易にすること、を明らかにしている。さらには、明細書には記載がないが、補正で加わった特定の「傾斜面」がもたらす技術的意義について、意見書の中に、「シンクの後方側の壁面が奥方に向かって延びる傾斜面となっているので、その傾斜面によって、水の飛散を防ぎ易くなっているという、引用文献記載の発明には期待できない効果」があるとの言及を見出す⁽⁵⁾。

明細書等および出願経過を考慮した裁判官による解釈からすれば、請求項1の特許発明は、シンク内に奥方に向けて一定の広がりをもつ「内部空間」を形成するような特定の「傾斜面」をもつことが必須である。そのような「内部空間」をもたない「傾斜面」を備える製品は請求項1の特許発明の技術的範囲に属することはない。

6. 控訴審

6. 1 控訴審の判断およびその論拠

控訴審における争点も、原審と同様、被告製品が技術的事項「下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面」を含む、請求項1の特許発明の構成要件を充足するか否かについてのみである。

それに対する控訴審の判断は、原審とは異なり、被告製品がそのような構成要件を充足し、請求項1の特許発明の技術的範囲に含まれる、とのことである。

そして、その判断に至る控訴審の論拠は、次のとおりである。

争点に関する特定の「傾斜面」の意義について、被告の主張、明細書の記載を考慮すれば、後方側の壁面の形状は、上側段部の前後の間隔と中側段部の前後の間隔とを容易に同一にすることができるものであれば足りるというべきである、とする。

そうすると、後方側の壁面の形状について、上側段部と中側段部との間の全ての面が例外なく、下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面で構成されている必要はなく、前記の構成要件には、壁面の一部の傾斜面によって、上側段部の前後の間隔と中側段部の前後の間隔とが容易に同一にするものを含むと解するのが相当である、とする。

被告製品をみるに、上側段部の下部の傾斜面によって、上側段部の前後の間隔と中側段部の前後の間隔とがほぼ同一になっていることが認められるから⁶⁾、被告製品は前記の構成要件を充足する。

6. 2 控訴審の裁判官の見方についての考察

控訴審の裁判官の基本的な見方は、特定の「傾斜面」の意義について、上側段部の前後の間隔と中側段部の前後の間隔とを容易に同一にすることができるものであれば足りる、とする。別にいうと、特定の「傾斜面」という技術的事項は、補正前からの事項「上側段部の前後の間隔と中側段部の前後の間隔とがほぼ同一に形成され」ということを補足するだけである、という。

その点、特定の「傾斜面」という技術的事項が、出願の審査段階で、発明の進歩性をクリアするため補正によって加わったという経過をみる限り、一般的には合点がいかないことである。すなわち、特定の「傾斜面」という技術的事項によって、発明の進歩性をクリアするという判断をもたらしたとすれば、その技術的事項は、原審や判定で現れた、一定の広がりを持つ「内部空間」やその主たる部分が「傾斜面」といったような付加的な技術的意義を生じると考えるのが妥当であるからである。

上の基本的な見方は、被告の主張、明細書の記載に基づいて生まれている。そこで、そのような被告の主張、明細書の記載、特に、論拠に関連する明細書の記載に留意しつつ、論拠につながる判決文の中の記載事項について、さらに検討したい。

〈判決文の記載1〉

判決文の中の判断の項に、『「発明の実施形態」では、後方側の壁面は、上側段部から中側段部に至るすべてが、奥方に向かって延びる傾斜面であり、垂直部は存在するわけでない。』との記載がある。

しかし、この記載事項には誤解があるようである。先に記した【代表図】が示すように、実施形態において、後方側の壁面(8i)は、上側段部(8f)から中側段部(8n)に至る間には、上側段部(8f)に続く第2の段部(8b)があり、その第2の段部(8b)から中側段部(8n)までの間が傾斜面(8p)になっている。すなわち、上側段部(8f)から中側段部(8n)に至る間には、第2の段部(8b)を構成するための垂直部があり、上側段部(8f)から中側段部(8n)に至る間のすべてが「傾斜面」ではない。記載1には、第2の段部(8b)を見逃すという誤りがある、と考える。

〈判決文の記載2〉

記載1に続く部分に、『しかし、本件明細書中には、「本発明は、上述した実施の形態に限定されるわけではなく、その他種々の変更が可能である。…奥方に延びるように形成されているものであればよく、その形状は任意である。』との記載(明細書中の段落番号0027の引用)がある。

しかし、この記載事項についての理解にも誤解がある、と考える。上の記載2については、その後続く『また、シンク(8g)の後方側の壁面(8i)は、上側段部(8f)と中側段部(8n)との間が、第2の段部(8b)を經由して、下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる上部傾斜面(8p)となっていないくとも、…その形状は任意である。』との記載を考慮して解釈されるべきである。記載2における『その形状は任意である。』とは、「第2の段部(8b)を經由」することのない形状にもすることができると解することが妥当である。いわゆる当業者は、第2の段部(8b)がある実施形態では、傾斜面を部分的に設けることを示し、また、「第2の段部(8b)を經由して、下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる上部傾斜面(8p)となっていないくとも」という展開的な記載事項は、傾斜面を全体的に設けることを示している、と理解することであろう。

7. 各事件から学ぶクレーム作成側の留意事項

各事件で争点あるいはポイントとなった事項は、「後方側の壁面(8i)は、前記上側段部(8f)と前記中側段部(8n)との間が、下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面(8p)となっていること」という、補正で加わった技術的事項である。

この技術的事項について、判定では、上側段部と中側段部との間を全体としてみた場合、その主たる部分が「傾斜面」であるとの見方を示し、また、原審では、シンク内に奥方に向けて一定の広がりを持つ「内部空間」を形成するという見方を示し、さらに、控訴審では、上側段部の前後の間隔と中側段部の前後の間隔とを容易に同一にすることができるものであれば足りるとの見方を示している。しかも、そのような異なる見方によって、特許発明の技術的範囲に変動をきたしている。ここで、これらの見方が、請求項自体に現れていない点に留意されたい。見方の違いによりクレーム(請求項)の解釈が分かれていることから、クレームに「見方」を明記することにより解釈を一本化することを期待することができる。

クレームを作成する者にとって、クレームに「見方」を明記することには大きな困難あるいは抵抗が伴う。明記した「見方」が、特許発明の技術的範囲を絞ることになるからである。しかも、「見方」を明記するためには、適正な関連技術を考慮しつつ、特許を受けようとする発明を的確に把握することが求められるし、その表現にも細心の注意が求められる。

一般的には、そのような解釈の変動の原因は、クレームを作成する側だけでなく、クレームを解釈する側にもある、とすることができる。しかし、解釈変動の主な原因は、クレームを作成する側にある、と理解したい。なぜなら、主な原因は、クレームの大事な技術的事項の記載にあやふやさあるいは不十分さがあること、また、解釈する側に対し、技術的思想である発明、特には、その本質的な特徴を充分には説明しきれないこと、にあると考えるからである。したがって、クレームを作成する側は、第1に、クレームの作成段階において、特許を受ける発明をより客観的に把握すること、そして、記載をより明確にすること、が求められる。そして第2には、判断をする審査官、審判官、裁判官とのコミュニケーションにおいて、まずは、特許発明の本質を理解いただき、その本質に沿った説明をするように心がけたいところである。その点、クレームの中に、あらかじめ発明の本質にかかわる事項を明記しておくことが良い。明記した本質は、クレーム解釈者の「見方」を生むことになるからである。

8. おわりに

技術的範囲を定めるクレームの記載に不備があることは常であり、不備があるクレームの技術的範囲の解釈は、判断をする人により異なる結果を生む傾向があることも事実である。知財制度の信頼性向上および興隆のためには、そのような記載不備や判断の異なりをなくす努力が求められる。そうした努力は、クレームを作成し、作成したクレームに基づく権利を活用する側だけでなく、権利の活用が適切であるか否かを判断する側にも求められることは当然である。この小論が、両者の努力の応援歌になれば幸いである。

(注)

(1)「逆転判決から学ぶ充足論の傾向及び留意事項」の検討結果について、特許2020 Vol.73 No.5に報告がある。

- (2) 特定の傾斜面 (8p) について、出願当初においては、その傾斜面 (8p) が「前後の壁面の少なくとも一方の壁面に」あるとの把握、つまり、A. 前壁面に傾斜面 (8p)、B. 後壁面に傾斜面 (8p)、C. 前後の壁面の両方に傾斜面 (8p) とのいずれか、との把握がなされていた。それに対し、補正後の請求項 1 では、『後方側の壁面』という限定により、B の場合に絞られている。そして、B の場合に絞ることによる効果として、意見書において、「シンクの後方側の壁面が奥方に向かって延びる傾斜面となっているので、その傾斜面によって、水の飛散を防ぎ易くなっているという、引用文献記載の発明には期待できない効果を備えます。』と述べ、特許法第 29 条第 2 項の規定をクリアするとの主張をし、特許査定を得ている。
- (3) 特許審査段階における、特許庁審査官と出願人とのやり取りについて、その意図が理解しにくい点がいくつかある。特許庁審査官は、2 つの引用文献、特開平 07-204113 号公報、または特開平 02-144009 号公報のいずれかに基づいて、請求項 1 の発明の進歩性を否定した。と同時に、審査官は、「傾斜面」を含む請求項 2 の発明については、特許性を認めるとの見解を示した。そこで、出願人は、請求項 1 に対し、請求項 2 の「傾斜面」を幾分か絞った技術事項を加えることにより、権利化を図った。
- 第 1 の疑問は、補正事項として、なぜ当初の請求項 2 の内容に付加的な限定を加えたものにしたのか？
- 第 2 の疑問は、各引用文献が、シンクの高さ方向 (同じ個所の高さ方向) の 2 か所に、同一のプレートを (選択的に) 載置するという考え方を示しているだろうか？
- このような疑問に対し、各知財専門家は、独自の答えをもち、したがって、拒絶理由に対する対応も互いに異なることになるであろう、と考える。
- それらの疑問に対する答えによって、拒絶理由に対する応答も変化する。その点に、小生は、審査段階のやり取りの大切さを痛感する。たとえば、2 つの引用文献のうち、第 1 引用文献 (特開平 07-204113 号公報) は、互いに異なる高さの上段にまな板、下段に水切り板、つまり、異なる高さ位置に互いに異なるプレートを配置することを示し、また、第 2 引用文献 (特開平 02-144009 号公報) は、シンクの同じ場所ではなく、シンクの周辺の一側に高段部、シンクの周辺の他側に低段部の互いに異なる場所にプレート載置部を配置することを示す。両引用文献は、シンクの同じ場所の互いに異なる高さ位置に、同じプレートを選択的に載置するという点には沈黙である。その沈黙事項は、「傾斜面」とは別の補正候補になりうる。
- (4) 請求項 1 には、「上側段部 (8f) と中側段部 (8n) との間が、…傾斜面 (8p)」というような記載であるが、明細書には、上側段部 (8f) 下の第 2 の段部 (8b) から中側段部 (8n) までの間が傾斜面を示す実施例、および「段部 (8b) を省略しても構わない。」という言葉もある。それらを考慮すると、傾斜面 (8p) は上側段部 (8f) と中側段部 (8n) との間の一部が傾斜面である場合も含むと解することができる。判定に関与する審判官は、一部を主たる部分と解しているが、それは、当業者に自明の事項であるとの解釈なのだろうか。
- (5) 意見書中の記載事項「…その傾斜面によって、水の飛散を防ぎ易くなっているという、引用文献記載の発明には期待できない効果」は、発明の進歩性をクリアするうえで有効であった内容である。この内容を明細書中に組み込むことができるだろうか、という疑問が出る。なぜなら、特定の傾斜面によって、シンクにおける水の飛散を防止する考え方は、シンクの深さ方向の上段、中段に選択的に同一のプレートを載置する考え方とは別の新しい考え方である、とも理解することができるからである。
- (6) 控訴審の裁判官は、上側段部に相当する上側凸条 (8b') の下部の傾斜面によって、上側段部の前後の間隔と中側段部の前後の間隔とがほぼ同一になっている、と理解する。しかし、そのような上側凸条 (8b') の下面部分の存在だけでは、「前後の間隔を同一」にすることはできない。「前後の間隔を同一」にするためには、下部の傾斜面をもつ上側凸条 (8b') に加えて、上側凸条 (8b') の下面部分からのびる面部分が、中側段部に相当する中側凸条 (8n') をシンクの内方に位置させないようにすることが必要である。付加的な後者の条件を充足するためには、上側凸条 (8b') の下面部分からのびる面部分が鉛直面であるか、下面部分の下方側がシンクの外側に奥まることが求められる。その点、審査段階の引用文献が鉛直面の例を示しているので、請求項 1 の特許発明の技術的範囲は、中側段部が上側段部よりもシンク外方に位置する場合のみに及ぶと解することが妥当である。

(原稿受領 2023.1.4)